
【研究ノート】 作戦環境としての領域 ——安全保障関連文書から読む日本の領域に対する認識とその変化——

齊藤 拓海

〈要旨〉

本稿は日本の安全保障関連文書において領域という概念がどのように扱われているのかを明らかにすることを目的としている。16 大綱から NDS までの文書における国際公共財や領域の扱いを観察した後で、想像上の地理、組織を形成する地理、物理的環境としての地理という視角から分析している。

観察の結果、25 大綱までは自由な利用を重視する国際公共財という概念が文書上に存在していたが、30 大綱以降、陸、海、空、宇宙、サイバー、電磁波を構成要素とする、戦闘に影響し、そこでの優位を重視する領域という概念が国際公共財に取って代わった。

上述した 3 つの視角から、米国の文書における国際公共財や領域の扱いと比較しつつ分析した結果をまとめると、日本は領域を、優位の獲得、保持を必要とする空間であって、抽象化された空間的要素からなり、領域ごとの特徴が、独立性を求めずに組織の形成に影響を与えているものであると認識していると言えるだろう。

はじめに

2018 年に閣議決定された『平成 31 年度以降に係る防衛計画の大綱』（30 大綱）では、陸、海、空といった旧来の領域に加えて宇宙、サイバー、電磁波といった新たな領域の重要性が高まっていると指摘されている¹。30 大綱で初めて現れた領域という概念²に関して、その領域に含まれるものについては大綱内で示されている。しかし、領域という概念そのものの

1 防衛省『平成 31 年度以降に係る防衛計画の大綱について』（2018 年 12 月 18 日）1－2 頁など。

なお、本稿では直接引用の箇所を除き、各領域の呼称を統一している。例えば海の場合は海や海洋、サイバーの場合はサイバーのほかにサイバー空間と表現されることがあるが、原文を直接的に引用する場合を除いて、海などは海に、サイバーなどはサイバーに統一して使用している。

2 本稿では「領域概念」「空間概念」「領域認識」という用語を使用している。領域は、陸、海、空などの空間を指して用いられる場合と領域という概念そのものを指して用いられる場合が存在する。そこで本稿では、領域という概念そのものを指していることを強調する場合に「領域概念」を用いる。「数字」を例にして考えると、「数字」は 1 や 2 など個別の数を指す場合と漢字や平仮名と区別するために数字という概念を指す場合が存在する。後者における「数字」は特定の数を指すものでなく、数字という概念一般を指している。「領域概念」も後者と同様であり、領域という概念そのものであることを特に強調するための表現である。

意味や何が領域に含まれるのかという基準については明確に示されていない。

日本において、領域等に言及する研究はいくつか存在している。長尾雄一郎、石津朋之、立川京一は「戦闘空間」という表現を用いている。戦闘空間は戦闘が展開される空間と定義され、陸、海、空が含まれる。そのような戦闘空間の拡大は戦闘において相手に対し優位に立つための機動を行うことで生じてきた³。中島浩貴も「戦闘空間」という表現を使い、戦闘空間は人間の持つ常識によって制約されつつも、戦争が有する相互作用と技術の発展から拡大されると説明している⁴。

土屋大洋は「作戦領域 (operational domain)」という表現を用いている。作戦領域は科学技術の発展により段々と拡大し、世界大戦を契機に3次元化、近年の技術の発展によって宇宙とサイバーに拡大した⁵。

土屋貴裕は「戦略領域」という表現を用い「人工知能や人間の脳 (ブレイン)、精神 (マインド)、神経 (ニューロ) が陸・海・空・宇宙・サイバーに次ぐ『第6の戦略領域』となりつつある」と指摘している⁶。他にも、気候変動が国際公共財としての側面を持ち作戦領域に影響を与えることから、気候変動を新たな作戦領域であると指摘する研究⁷や、領域を物理領域、仮想領域、認知領域の3つに分類する研究も存在する⁸。

以上のように、領域を扱った研究はある程度存在しているものの、領域を示す言葉が異なっていたり、それに含まれる空間的な要素が一致していなかったり、その定義が説明されていないことも多い。そこで本稿では、防衛大綱や前述した研究等において用いられる国際公共財や領域、戦闘空間といった表現をまとめて空間概念とし、これが日本においてどのように扱われているのかを確認していく。より詳しく述べれば、防衛省・自衛隊を中心とした日本政府が領域概念の性質をどのように認識しているのかを、安全保障関連文書上の空間概念を

また、22大綱等において海、宇宙、サイバーを指して用いられている国際公共財や30大綱以降に用いられている領域、日本の研究において用いられる戦闘空間や作戦領域等といった概念をまとめて指す場合には「空間概念」という表現を用いる。本稿で用いられている「領域認識」とは「ある主体が領域や空間概念をどのように考えているのか」を意味している。

3 長尾雄一郎、石津朋之、立川京一「戦闘空間の外延的拡大と軍事力の変遷」石津朋之編『戦争の本質と軍事力の諸相』(彩流社、2004年)108頁。

4 中島浩貴「技術が変えた戦争環境」道下徳成編『「技術」が変える戦争と平和』(芙蓉書房出版、2018年)195-196、200-201頁。

5 土屋大洋「作戦領域の拡大と日本の対応—第四と第五の作戦領域の登場—」『国際安全保障』第41巻第1号(2013年6月)1-2頁。

6 土屋貴裕「脳・神経科学が切り開く新たな戦略領域」道下徳成編『「技術」が変える戦争と平和』(芙蓉書房出版、2018年)41頁。

7 長島純「作戦領域化する気候変動—国連 IPCC 報告書から持続可能な軍のあり方を考える」国際情報ネットワーク分析 IINA、2021年8月27日、https://www.spf.org/iina/articles/nagashima_08.html。

8 長沼加寿巳「認知領域における戦い：物語 (ナラティブ)、感情、時間性」『NIDS コメンタリー』第163号(2021年3月14日)1-2頁、<https://www.nids.mod.go.jp/publication/commentary/pdf/commentary163.pdf>。

分析することで浮かび上がらせ、明らかにすることを目的にしている。

日本政府が領域をどのように考えているのかを明らかにすることは、日本の戦略概念をより理解することにつながるだろう。さらに、他国における領域やそれに類似した概念と比較することが可能となり、一見同じ概念を用いている日本と他国の間の認識の差異を明らかにすることにもつながりうる。また、日本政府の領域認識を明確化できれば、研究において用いられる様々な空間概念の統一や領域との差異を明らかにすることができるかもしれない。

本稿は、領域概念を検討するにあたり有益と考えられる地政学的アイディアを見ることから始める。そのあとで、日本の領域認識を、安全保障関連文書などを用いて確認していく。最後に、最初に見た地政学的アイディアから得た視角を用い、日本の同盟国である米国の領域認識と比較しつつ日本の領域認識がどのようなものであるかを検討していく。日本の安全保障政策や自衛隊に大きな影響を及ぼす米国の領域認識と比較することによって、日本の領域認識の特徴が明らかになると期待される。

1. 地理の持つ3つの側面

(1) 戦略行動に影響を与える地理の側面

コリン・グレイ (Colin S. Gray) は、地理と政治や戦略の関係性について、全ての政治は地政学であり、全ての戦略は地政戦略であるため、政治や戦略、そして人類も地理から逃れることができないと論じている。グレイは物理的な地理のほかに想像上の地理も存在しており、地理は物理的な側面と心理的・社会的な側面、言い換えると人類の外側にある環境としての側面と人類の内側にある心理的側面を持っていると指摘している⁹。

グレイによれば、地理は「(1) 物理環境、もしくは(あらゆる種類の)『地形』であり、(2) 戦術、兵站・後方支援、そして組織のために使われるテクノロジーを決定づけるものであり、(3) 地政学の大きな理論のいくつかを生じさせる空間的、そして一時的な関係」であると捉えることができる¹⁰。

グレイが述べる(3)の理論の源泉となる地理、「想像上の地理」とは人間が物理的環境に対して持つイメージであり、そのイメージが地政学の理論を形作ることがあることを意味する。想像上の地理は時に物理的環境と大きく乖離し、軍事行動などに大きな影響を及ぼす¹¹。

9 コリン・グレイ「逃れられない地理」コリン・グレイ、ジェフリー・スローン編『胎動する地政学—英、米、独そしてロシアへ』奥山真司訳(五月書房、2010年)16-18、20頁。

10 同上、19頁。

11 同上、18、29-30頁。

グレイは例として、英国と欧州における欧州の範囲に対する認識の差異を挙げている。一般的に英国は欧州の一部と認識されているが、英国にとって欧州とは大陸諸国を指し、英国はそこに含まれていない¹²。軍事行動に対する影響という面からは、第2次世界大戦において、英仏独がアルデンヌの森の通行可能性について異なる認識を抱いていた事例を挙げることができる¹³。

(2)にあたる「テクノロジーを決定づける地理」とは、地理が軍事組織の形成に大きな影響を与えることを意味している。軍隊は物理的環境から逃れられないため、その軍隊が主に担当する地理において効果的に戦えるように組織の編制や用いる技術が方向づけられ、独自の文化を持つようになる。グレイは例として、それぞれの物理的環境に適応した軍種のなかで、機械に頼る海軍や空軍は陸軍と比べて技術を重視する傾向があると指摘している¹⁴。以後、本稿では「テクノロジーを決定づける地理」の組織形成の面を特に重視して、「組織を形成する地理」という表現を用いることとする。

(1)にあたる「物理的環境としての地理」は、軍隊が存在し、軍事行動を行い、また行動の障害となる空間、地形、気候などを意味している。いかなる戦略的な主体もこの物理的環境の内部で活動する以外の選択肢は存在せず、この事実は核兵器やサイバーの登場によっても変わらない¹⁵。

以上がグレイの指摘した、地理が政治や戦略に影響を与える形態である。地理の3つの側面は、一般的に地理と関係する概念と捉えられることが多い領域を分析するうえで有用な視角を提供している。そこで本稿では、領域概念の理論や領域が理論に影響を与えること(想像上の地理)、領域が組織の形成、行動指針に影響を与えること(組織を形成する地理)、領域が組織の行動する場であること(物理的環境としての地理)という視角から、日本の領域認識を分析していくこととする。

(2) 本稿で扱う文書と流れ

次節から防衛計画の大綱(防衛大綱)のほかに、国家安全保障戦略と国家防衛戦略を見ていくことで、日本の領域認識がどのように表され、どう変化してきたのかを確認していく。対象となるのは、30大綱に加えて『平成17年以降に係る防衛計画の大綱』(16大綱)、『平成23年度以降に係る防衛計画の大綱』(22大綱)、『平成26年度以降に係る防衛計画

12 同上、17頁。

13 Michael Swift and Michael Sharpe, *Mapping the Second World War: The Key battles of the European Theatre from Above*, Conway ed., (London: Conway, 2014), pp. 22-24.

14 グレイ「逃れられない地理」24-28頁。

15 同上、18、24、41頁。

の大綱』（25 大綱）という合計 4 つの防衛大綱、2013 年と 2022 年に策定された『国家安全保障戦略』（NSS）¹⁶、2022 年に初めて策定された『国家防衛戦略』（NDS）である。

防衛大綱は 2013 年版 NSS（NSS-13）が策定されるまで実質的に最上位の安全保障関連文書であり、NSS-13 策定後も日本の防衛指針を示す中核的役割を果たしている。加えて、定期的ではないものの長期にわたり策定されており、認識の変化を追うことが容易であるため本稿では中心的に扱う。なお、防衛大綱は 16 大綱から扱っているが、これは空間概念の初出が 22 大綱であり、その 1 つ前の防衛大綱から扱っても十分に空間概念の変化を追うことが可能と判断したためである。

NSS は最上位の安全保障関連文書ではあるが、策定回数が少ないため、防衛大綱に比べ扱う量が少なくなっている。NDS は防衛大綱の後継文書であるため、本稿では防衛大綱と同列に扱う。

以上の文書を扱う一方で、本稿では数次にわたる『中期防衛力整備計画』と『防衛力整備計画』は扱っていない。これは、両文書が防衛力整備のための文書であり、防衛大綱などの文書以上の領域認識が提示されることはないと判断したためである。また、2020 年版の『宇宙基本計画』は戦闘領域や作戦領域に言及しているが、紙幅の都合上割愛する¹⁷。

本稿では最初に 30 大綱を扱う。これは、領域が 30 大綱において初めて登場したためである。30 大綱における領域認識を基準にして、30 大綱より前の文書における空間概念の有無や扱いなどを確認していく。そのあとで、2022 年に策定された NSS-22 と NDS を見ていくことにより、30 大綱策定後の空間概念の変化を確認する。本稿での文書の登場順を示すと、30 大綱、16 大綱、22 大綱、25 大綱、NSS-13、NSS-22、NDS である。

2. 安全保障関連文書における領域認識の概観

（1）平成 31 年度以降に係る防衛計画の大綱における領域認識

30 大綱では、国際システムにおけるパワーバランスの急速な変化と国際秩序をめぐる国家間競争の発生という安全保障環境認識が示された。この環境下において日本を防衛するため「個別の領域における能力の質及び量を強化しつつ、全ての領域における能力を有機的に融合し、その相乗効果により全体としての能力を増幅させる領域横断（クロス・ドメイン）作戦」

16 本稿では『国家安全保障戦略』、『国家防衛戦略』をアルファベットの頭字語で表記している。特定の年に策定された文書を指す場合は、頭字語のあとにハイフンで策定年の下 2 桁を付けて示す。例えば、2013 年版『国家安全保障戦略』は NSS-13 となる。

17 内閣府『宇宙基本計画の変更について』（2020 年 6 月 30 日）3－4 頁。

に基づきつつ¹⁸、同時に平時から有事まで柔軟かつ常統的な対応が可能な、多次元統合防衛力を構築するとされている¹⁹。

30大綱は領域に言及している。領域には陸、海、空、宇宙、サイバー、電磁波が存在し、陸、海、空が従来の物理的な領域、宇宙、サイバー、電磁波が新たな領域であるという²⁰。なお、30大綱の暫定訳において、領域には“domain”という単語があてられている²¹。

新たに領域が拡大していった背景には、情報通信などの分野における技術革新で軍事技術が発展したことが存在する。これにより戦闘様相が従来の陸、海、空のみならず宇宙、サイバー、電磁波を組み合わせたものとなり、新たな領域における優位を得ることが極めて重要となっている。加えて、先端技術の登場によって戦闘様相はさらに複雑さを増すとも指摘されている²²。

防衛省・自衛隊は新領域において、自衛隊の活動を妨害する行為を平素から常統的に監視し未然に防止するとともに情報収集を行い、妨害行為を受けた際には損害を抑え速やかに復旧を行う。また日本への攻撃に際しては、新領域を活用して攻撃の阻止や排除も行いう²³。すなわち、平時から有事まで、新領域を日本の防衛に活用していくということである。

新たな領域のうち、宇宙とサイバーは民間でも利用されているため、その安定的な利用が重要であり、国際的なルールや規範の作成が安全保障上の課題となっている。同時に従来の領域にあたる海に関して、公海の自由な利用が侵害される事例の存在が指摘されている²⁴。

領域横断作戦のために必要な従来の領域における能力に言及された箇所では、海、空が取り上げられ、海上優勢、航空優勢を獲得し維持することの重要性が指摘されているほか、島嶼防衛のための機動・展開能力やスタンド・オフ防衛能力、統合ミサイル防空能力などが挙げられている。新領域において必要な能力に関しても指摘されており、同時に新領域を含む領域横断作戦に必要な指揮統制・情報通信（C3）能力の確保にも言及されている²⁵。

宇宙については、情報収集、通信、測位などの能力を向上させるとともに、宇宙空間の状況の監視を地上及び宇宙から行う宇宙状況把握（SSA）能力、宇宙を利用する能力の

18 防衛省『平成31年度以降に係る防衛計画の大綱』9頁。

19 同上、2－3、7－10頁。

20 同上、1、3頁。

21 Japan Ministry of Defense, *National Defense Program Guidelines for FY 2019 and beyond*, (December 18, 2018), pp. 1, 3.

22 防衛省『平成31年度以降に係る防衛計画の大綱』2－3頁。

23 同上、11頁。

24 同上、3頁。

25 同上、17、19－20頁。

防護及び相手国による宇宙利用を妨げる能力の強化に取り組むとされる²⁶。宇宙という領域について、日本は地球における作戦行動を支援するための能力と宇宙利用における優位を確かにする能力の確保を目指していると言えるだろう。

サイバーを利用する情報通信ネットワークは、自衛隊が様々な領域で活動する基盤となっており、ここが攻撃されると自衛隊の組織的行動に大きな影響が生じる。攻撃を予防するために自衛隊の有する指揮通信システムやネットワークを常続的に監視し、攻撃を受けた際には被害の局限、復旧を行う能力を高めるとともに、有事には相手によるサイバーの利用を妨げる能力を含めサイバー能力の向上を目指す²⁷。

電磁波はその利用の拡大により、現代戦において「攻防の最前線として、主要な領域の一つ」となっており²⁸、電磁波における優越の確保が領域横断作戦に必要不可欠である。このため、電磁波に関しては情報通信能力の強化、情報共有能力の構築、電子防護、電子攻撃、電子戦支援能力の向上を行うとともに、電磁波管理能力も強化する²⁹。

新領域と各自衛隊とのつながりにも言及があり、宇宙は航空自衛隊、サイバーは自衛隊共同の部隊、電磁波は統合幕僚監部と各自衛隊それぞれが担うとされている³⁰。

(2) 平成 17 年度以降に係る防衛計画の大綱における領域認識

16 大綱は、非国家主体の脅威と北朝鮮による核・ミサイル開発が重大な課題である安全保障環境における防衛力について、基盤的防衛力構想の有効な部分を維持しつつも、新たな環境に対応する必要性が存在すると指摘している³¹。

16 大綱では 30 大綱で見られたような空間概念はほとんど登場していない。統合運用や周辺海空域の安全確保、陸海空各自衛隊の体制についての言及はあるものの、領域という単語は用いられず、空間概念として陸、海、空、宇宙、サイバー、電磁波について言及することもない。宇宙に関連する事項として、ミサイル防衛や情報収集能力の強化に触れられていることはあるものの、領域として位置づけているわけではない³²。サイバーや電磁波に関係する事項については、技術の発展や統合運用の観点から指揮通信システムや情報通信ネットワークへの言及はあるものの³³、それらを領域として捉えている様子は見られない。

26 同上、17－18 頁。

27 同上、18 頁。

28 同上、18 頁。

29 同上、18－19 頁。

30 同上、24 頁。

31 防衛省『平成 17 年度以降に係る防衛計画の大綱について』（2004 年 12 月 10 日）1－2、4、6－7 頁。

32 同上、6－8 頁。

33 同上、8－9 頁。

(3) 平成23年度以降に係る防衛計画の大綱における領域認識

空間概念がほとんど確認できなかった16大綱と比較して、22大綱ではある程度空間概念を観察できる。22大綱は国際システムにおける米国優位下でのパワーバランスに変化が生じていると同時に非伝統的安全保障問題も悪化していると指摘している³⁴。

上記の安全保障環境下において、日本は平時から部隊を運用することで防衛の意思と能力を示し抑止力を高める「動的防衛力」に基づき防衛力を整備するとされ³⁵、そのために「即応性、機動性、柔軟性、持続性及び多目的性を備え、軍事技術水準の動向を踏まえた高度な技術力と情報能力」を獲得していく³⁶。

22大綱では空間概念が散見される。グローバルな課題として「海洋、宇宙、サイバー空間の安定的利用に対するリスク」が存在するため³⁷、これら「海洋、宇宙、サイバー空間の安定的利用といった国際公共財の維持・強化」に取り組んでいく³⁸。ここで用いられている国際公共財という言葉には22大綱の暫定訳において“international public goods”という単語が使われている³⁹。

22大綱は、陸、海、空を指して領域とは述べていないが、周辺海空域の安全確保や島嶼防衛、統合運用などに触れ、各自衛隊の体制は陸、海、空に区分されその能力に言及しており、陸、海、空における能力、活動への言及は存在している⁴⁰。宇宙やサイバー、電磁波への言及も確認できる。宇宙については、防衛省・自衛隊と関係機関の連携した情報収集・分析・共有能力の向上のために、宇宙の利用拡大と開発の推進に取り組む。サイバーに関しては、情報収集の文脈において、サイバーの安定的利用のためにサイバー攻撃へ対応する能力を強化するとともに、自衛隊の情報システム防護に言及している。電磁波については、16大綱と同様に、指揮通信システムや情報通信ネットワークへの言及のみであり、空間的に捉えられていない⁴¹。

(4) 平成26年度以降に係る防衛計画の大綱における領域認識

25大綱でも空間概念が確認できる。25大綱は、世界の安定における米国の役割の重要性と同時に多極化の進行も指摘している。また、公海の自由や先端技術などが軍事バランス

34 防衛省『平成23年度以降に係る防衛計画の大綱について』（2010年12月17日）2－3頁。

35 同上、6頁。

36 同上、6頁。

37 同上、2頁。

38 同上、9頁。

39 Japan Ministry of Foreign Affairs, *National Defense Program Guidelines for FY 2011 and beyond*, (December 17, 2010), p. 9.

40 防衛省『平成23年度以降に係る防衛計画の大綱』9、12－15頁。

41 同上、4－5、10、13頁。

に与える影響も指摘する⁴²。

以上の安全保障環境認識のもと、日本は統合運用を軸に防衛力を最適化し、質・量の両面からこれを高め、練度の高い活発な活動を機動的かつ持続的に行っていく「統合機動防衛力」を構築し、抑止力と対処力を向上させていく方針が示された⁴³。

25 大綱でも空間概念が散見される。国際安全保障上の課題として「技術革新の急速な進展を背景として、国際公共財としての宇宙空間・サイバー空間といった領域の安定的利用の確保⁴⁴」や海が重要となってきた⁴⁵。25 大綱の国際公共財には暫定訳において“global commons”という単語があてられており⁴⁶、22 大綱と 25 大綱で英訳が異なっている。また、宇宙やサイバーを領域とする表現も見られるが、英訳は“Securing the stable use of outer space and cyberspace as global commons”であり⁴⁷、30 大綱で使われる“domain”という単語はあてられていない。

これまでの防衛大綱と同様に、25 大綱は陸、海、空それぞれの空間における対応として言及していないものの、周辺海空域の安全確保や島嶼防衛などには触れており、各自衛隊の体制は陸、海、空に区分されその能力に言及している⁴⁸。

宇宙やサイバーにおける対応として、自衛隊の活動を妨げうる活動を平素から常続的に監視し、事態発生時には被害の局限と復旧を行う。このため、宇宙においては情報収集能力、C3 能力を有する人工衛星の取得や、SSA 能力の向上などにより抗堪性を高めることなどで有事においても宇宙利用を確保する⁴⁹。サイバーについては、「自衛隊の効率的な活動を妨げる行為を防止するために、統合的な常続監視・対処能力」を強化していくとされた⁵⁰。

なお、電磁波については C3 やレーダーに関する言及はあるものの⁵¹、空間概念として扱われず、電磁波という単語も確認できない。この点については、16 大綱や 22 大綱と同様である。

42 防衛省『平成 26 年度以降に係る防衛計画の大綱について』（2013 年 12 月 17 日）1－2 頁。

43 同上、6－7 頁。

44 同上、2 頁。

45 同上、11 頁。

46 Japan Ministry of Defense, *National Defense Program Guidelines for FY 2014 and beyond*, (December 17, 2013), p. 2.

47 Ibid., p. 2.

48 防衛省『平成 26 年度以降に係る防衛計画の大綱』11－12、19－21 頁。

49 同上、13、18 頁。

50 同上、18 頁。

51 同上、17、21 頁。

(5) 国家安全保障戦略における領域認識

NSS-13は、海、宇宙、サイバーといった「国際公共財（グローバル・コモンズ）」への自由なアクセスと活用が妨げられるリスクが拡散、深刻化している旨の安全保障環境認識を示している。海洋は国際法によってある程度ルールが設定されているものの、国際法を遵守しない主体が存在しており、宇宙やサイバーに関しては、そもそも規範が確立されていない状況下にある⁵²。なお、暫定訳において、国際公共財には“global commons”が当てられており⁵³、25大綱における国際公共財と同様の訳語である。

国際公共財それぞれに関して、安定して自由に利用できる海は世界平和と発展の基盤であるが、資源や安全保障上の観点から各国の衝突が増加傾向にある。宇宙は安全保障の観点からその利用の重要性が増大しており、主にC3や情報収集・警戒監視・偵察（ISR）に用いられている。サイバーは軍事、経済、社会などあらゆる活動の基盤となっているが、国家の行動を妨げるためのサイバー攻撃のリスクが増加しており、その防護が安全保障上重要であるとされている⁵⁴。

(6) 2022年の国家安全保障戦略における領域認識

NSS-22は、国際政治の中心が安全保障上の課題の多いインド太平洋地域に移り、自由で開かれた国際秩序を保つことが難しくなっていると指摘している⁵⁵。このような安全保障環境における課題の1つとして「サイバー空間、海洋、宇宙空間、電磁波領域等において、自由なアクセスやその利用を妨げるリスクが深刻化している」ことが挙げられている⁵⁶。

NSS-22は、日本の防衛体制に関して「宇宙・サイバー・電磁波の領域及び陸・海・空の領域における能力を有機的に融合し、その相乗効果により自衛隊全体の能力を増幅させる領域横断作戦能力」と述べ⁵⁷、領域に言及している。

NSS-22の暫定訳では、上述の安全保障環境における課題部分が“In cyber, maritime, space, and electromagnetic domains, and other areas”と訳され⁵⁸、サイバー、海、宇宙、電磁波を“domains”と表現し、等は“and other areas”とされている。

領域横断作戦に言及した箇所は“through the synergy of organically integrated capabilities in space, cyberspace, and electromagnetic domains as well as in ground,

52 内閣官房『国家安全保障戦略について』（2013年12月17日）7頁。

53 Japan Cabinet Secretariat, *National Security Strategy*, (December 17, 2013), p. 8.

54 内閣官房『国家安全保障戦略』（2013年）7－8頁。

55 内閣官房『国家安全保障戦略について』（2022年12月16日）6、8－10頁。

56 同上、7頁。

57 同上、17頁。

58 Japan Cabinet Secretariat, *National Security Strategy of Japan*, (December 16, 2022), p. 6.

maritime and air”と訳されており⁵⁹、宇宙、サイバー、電磁波には“domains”があてられ、陸、海、空にはあてられていない。しかしながら、日本語では領域と表現されており、NSS-22で陸、海、空に対する認識が変化したわけではないと言えるだろう。

また興味深いのは、VI章2節(4)項の「我が国を全方位でシームレスに守るための取組の強化」における記述である。安全保障環境に対する認識で海、宇宙、サイバー、電磁波へのアクセスと利用が妨げられるとの見解が示されているが、この項では海、宇宙、サイバーにおける対応能力向上に言及される一方で、電磁波への言及はない。その代わりに、同項においてインテリジェンス活動や偽情報の文脈で認知領域に言及されており⁶⁰、暫定訳においては“cognitive domain”とされている⁶¹。

(7) 国家防衛戦略における領域認識

NDSでは、国家間の競争激化や先端技術の発展による安全保障の在り方の変容などといった戦略環境の変化が示されている。NDSは、意図が不透明で軍事力を保有する国家に侵略が困難であると認識させる抑止力と、新しい戦い方に適応した防衛力の構築が必要であり「多次元統合防衛力」を抜本的に強化していくと述べている⁶²。

以上の戦略環境認識と防衛の基本方針を示したNDSでは、30大綱に続き領域に言及しているうえに、各領域における活動を主に担う主体への言及も確認できる。NDSは7つの重視する能力を挙げており、そのうちの1つが領域横断作戦能力である。この箇所では、宇宙、サイバー、電磁波について重点的に記述され、陸、海、空に関しては海上優勢、航空優勢獲得に必要な装備品の獲得に言及するにとどまっている。しかし、スタンド・オフ防衛能力など残り6つの能力において、陸上、海上、航空アセットに言及するとともに、各能力を担当する自衛隊も示されている。なお、海上自衛隊に関しては水中優勢の獲得のために無人アセットの必要性を訴えており、この水中優勢は領域横断作戦にとって重要であるとされている⁶³。

宇宙、サイバー、電磁波は、「国民生活にとっての基幹インフラであるとともに、我が国の防衛にとっても領域横断作戦を遂行する上で死活的に重要⁶⁴」であるとされ、日米間で領域横断作戦を行うための協力や相互運用性を向上させる取り組みも強化するとされた⁶⁵。

59 Ibid., p. 18.

60 内閣官房『国家安全保障戦略』(2022年) 21 - 24 頁。

61 Japan Cabinet Secretariat, *National Security Strategy of Japan*, p. 27.

62 防衛省『国家防衛戦略について』(2022年12月16日) 2 - 8 頁。

63 同上、17 - 23 頁。

64 同上、11 頁。

65 同上、14 頁。

宇宙は、指揮統制・情報通信・コンピューター・情報収集・警戒監視・偵察（C4ISR）活動や測位・測時（PNT）のために、安定的な利用が防衛と国民生活の両面にとって死活的に重要であり、領域横断作戦においては「情報収集、通信、測位等の機能を宇宙空間から提供させることにより、陸・海・空の領域における作戦能力を向上させる」役割を持つ⁶⁶。サイバーもC4ISR活動にとって重要で、能動的サイバー防御を含むセキュリティの強化が重要である。防衛省または自衛隊のみで完結するものではなく、他省庁や民間組織との連携が能力向上に重要である⁶⁷。

電磁波は、「陸・海・空、宇宙、サイバー領域に至るまで、活用範囲や用途が拡大し、現在の戦闘様相における攻防の最前線」であり⁶⁸、「電磁波領域における優勢を確保することが抑止力の強化や領域横断作戦の実現のために極めて重要」である⁶⁹。そのため、敵対的環境下でも自衛隊による電磁波における作戦行動を機能させるとともに、相手の行動を妨害し電磁波における能力を低下させるとされている⁷⁰。

なお、以上の領域に言及する箇所英訳は“The domains of space, cyber, and the electromagnetic spectrum are basic infrastructure”や“With regard to the electromagnetic spectrum domain, its range of application and use have expanded to cover the ground, maritime, air, space, and cyber domains”となっており⁷¹、30大綱などと同様に“domain”があてられていることが確認できる。

各領域を主に担当する主体に関して、宇宙は航空自衛隊が主に担当するとともに、航空自衛隊が航空宇宙自衛隊に改称される。サイバーは自衛隊全体で強化を図るとともに陸上自衛隊が人材基盤となる。電磁波は各自衛隊がそれぞれ必要とされる装備品の調達を行うとされている⁷²。

3. 安全保障関連文書から見る日本の領域認識

（1）安全保障関連文書における空間概念の変遷

30大綱からNDSまで、合計7つの文書における領域認識を見てきた。最初に空間概念が文書上に現れたのは22大綱であった。22大綱は海、宇宙、サイバーを国際公共財

66 同上、19頁。

67 同上、11－12、19頁。

68 同上、12頁。

69 同上、12頁。

70 同上、20頁。

71 Japan Ministry of Defense, *National Defense Strategy*, (December 16, 2022), p. 16.

72 防衛省『国家防衛戦略』22、24頁。

としており、その安定的利用の重要性を指摘している。国際公共財という概念は 25 大綱と NSS-13 にも引き継がれた。

30 大綱では、陸、海、空、宇宙、サイバー、電磁波を指して領域という概念が提示されている。領域は戦闘様相に影響を与え、領域における優位の獲得が死活的に重要であると指摘されている。領域は陸、海、空という従来の領域と宇宙、サイバー、電磁波という新たな領域に分けられている。なお、「新たな領域」という表現について、高橋杉雄は領域そのものが新しいのではなく、自衛隊が本格的に取り組み始めたという意味で新しいと指摘している⁷³。30 大綱は領域の拡大を IT 技術や軍事技術の発展によると述べており、日本が領域の拡大において技術の役割を重視していることが分かる。NSS-22 と NDS でも 30 大綱同様に 6 つの領域における優位の重要性が指摘されている。

NSS-22 と NDS では、新領域と従来の領域という区別が確認されない。しかし、「電磁波領域については、陸・海・空、宇宙、サイバー領域に至るまで」や「宇宙・サイバー・電磁波の領域と陸・海・空の領域」など、宇宙、サイバー、電磁波が領域ごとにその能力に言及される一方⁷⁴、陸、海、空は領域ごとにその能力に言及されることがないなど、陸、海、空と宇宙、サイバー、電磁波をそれぞれまとめて扱い、何かしらの区別をしていることが分かる。また、NSS-22 では認知領域への言及もなされている。しかしながら、以上の文書においては領域概念や各領域の定義などが明確に示されていない。

表 1 防衛大綱、NSS、NDS における空間概念

西暦	文書名	空間概念
2004	16 大綱	なし
2010	22 大綱	国際公共財（海・宇宙・サイバー）の安定的利用の確保
2013	25 大綱 NSS-13	国際公共財（海・宇宙・サイバー）の安定的利用の確保 国際公共財（海・宇宙・サイバー）への自由なアクセスと活用
2018	30 大綱	領域（陸・海・空・宇宙・サイバー・電磁波）での優位 海、宇宙、サイバーの安定的利用
2022	NSS-22 NDS	6 つの領域、認知領域、海・宇宙・サイバー・電磁波へのアクセス 陸・海・空、宇宙、サイバーと電磁波の軍民における重要性

（出所）筆者作成。

73 高橋杉雄『新領域』と日本の安全保障』『安全保障政策のボトムアップレビュー』（日本国際問題研究所、2020 年 3 月）99 頁。

74 防衛省『国家防衛戦略』7、12 頁。

領域については相手に対する優位の獲得が重視されている一方で、30大綱では海、宇宙、サイバーの安定的利用の重要性も指摘されている。22大綱や25大綱は海、宇宙、サイバーを国際公共財と呼んでいるが、30大綱では22大綱などと同様に安定的利用の重要性を指摘しつつも国際公共財と表現されていない。国際公共財という表現は30大綱以降使用されなくなり、NSS-22では従来の海、宇宙、サイバーに加えて電磁波等における自由なアクセスとその活用に言及されているが、国際公共財という概念は使われていない。

安全保障関連文書を見ていくと、空間概念は安定的な利用を重視する国際公共財から、優位や相手の利用を妨げる領域へと変化してきていることが理解できる。また、優位を重視する領域が現れると、国際公共財へ明示的に言及されなくなったことは明らかである。さらに、国際公共財と領域の英語訳を見ていくと、領域が一貫して“domain”とされているのに対して、国際公共財は22大綱の“international public goods”からそれ以降の“global commons”へ変化している。

(2) 試験的な比較の対象となる米国の空間概念

前項では日本の領域認識の変遷を記述したが、本項と次項では日本と米国の領域認識を簡単に比較することで、その差異を明らかにする。日米の領域認識を比較するために、2010年、2015年、2017年、2022年に策定された米国の『国家安全保障戦略』(USNSS)⁷⁵における空間概念と日本側との比較を行う。なお、本稿は日本の領域概念を明らかにすることを目的としているため、米国の文書への言及は最低限とする。そのため、扱う文書を日本で空間概念が初確認された22大綱が策定された2010年以降に絞っている。

表2はUSNSSに登場する空間概念の一覧である。USNSS-10は、米軍が全ての領域(domains)で必要な能力を保持するとあり、その領域として陸、空、海、宇宙、サイバーを挙げている⁷⁶。また、国際公共財(global commons)にも言及し、「共有の海、空、宇宙領域の使用を最適化する」とされている⁷⁷。サイバーについてもアクセスを確保するという目的が適用されると述べられており⁷⁸、共通の領域に含まれていないが、実質的に国際公共財は海、空、宇宙、サイバーであるとみなすことができる。

USNSS-15において領域と明記されているのは海のみであるが、サイバー、宇宙、空、海はヒト、モノ、サービス、アイデアが自由に行き来することを可能とする共有空間(shared

75 本稿において米国の『国家安全保障戦略』は、米国の文書であることを示すため先頭にUSを付ける。それ以外は、日本と同様に頭字語で示し、「USNSS ハイフン策定年下2桁」で特定の文書を表記する。

76 The White House, *National Security Strategy*, (May 2010), p. 22.

77 Ibid., p. 49.

78 Ibid., p. 50.

spaces) であり、そのような共有空間へのアクセスを確実にすることが必要であると指摘されている⁷⁹。

USNSS-17 では領域という単語が2種類の使われ方をしている。1つ目は陸、空、海、宇宙、サイバーを指す用法である。敵対勢力が、近年まで米国の有していた陸、空、海、宇宙、サイバーにおける優位に挑戦し、脆弱性を利用して害をもたらしと指摘されている⁸⁰。2つ目の用法では、外交、情報、軍事、経済、いわゆる DIME を意味している。また、共有領域 (common domains) という概念も提起され、陸、海、サイバー、空、北極圏、宇宙、デジタル領域 (realm) が挙げられている⁸¹。

USNSS-22 では統合抑止という概念が提起されており、その統合の対象とされている領域は軍事領域と非軍事領域に区分され、軍事領域には陸、空、海、サイバー、宇宙が含まれ、非軍事領域には経済、技術、情報が含まれる⁸²。また、国際公共財などの単語は用いられていないものの、類似した表現が存在しており、国際社会共通の願いとして「空、海、宇宙、サイバー空間、国際貿易の動脈が保護され、万人にとってアクセス可能である」と述べられている⁸³。

表 2 USNSS における空間概念

文書名	空間概念
USNSS-10	領域 (陸、海、空、宇宙、サイバー) 国際公共財 / 共有の領域 (海、空、宇宙、「サイバー」)
USNSS-15	領域 (海) 共有空間 (海、空、宇宙、サイバー)
USNSS-17	領域 (陸、海、空、宇宙、サイバー) 領域 (外交、情報、軍事、経済) 共有領域 (陸、海、空、宇宙、デジタル領域、サイバー、北極圏)
USNSS-22	領域 (軍事領域 (陸、海、空、宇宙、サイバー)) (非軍事領域 (経済、技術、情報)) 空、海、宇宙、サイバーの保護とアクセス

(出所) 筆者作成。

79 The White House, *National Security Strategy*, (February 2015), pp. 7, 12.

80 The White House, *National Security Strategy of the United States of America*, (December 2017), pp. 8, 27.

81 Ibid., pp. 19, 32, 40 – 41.

82 The White House, *National Security Strategy*, (October 2022), p. 22.

83 Ibid., p. 12.

(3) 日本と米国の空間概念における共通点と相違点

日本と米国の空間概念を比較すると、その共通点と相違点がはっきり見て取れる。共通点については、両国の空間概念ともに、優位とアクセスがそれぞれ領域と国際公共財に紐付けられている点を挙げることができる。30大綱とNDSでは、領域における優位の重要性が明確に示されている。USNSS-17においても、米国が陸、海、空、宇宙、サイバーにおける優位を保持していたことが指摘されている。国際公共財についても、日米はアクセスと安定的な利用の重要性を指摘している。

また、両国とも主に空間を領域と国際公共財を構成する要素としている点も共通している。日本の領域認識では、陸、海、空、宇宙、サイバー、電磁波が領域に含まれており、概ね空間をその対象としていることが理解できる。米国は領域を、陸、海、空、宇宙、サイバーとしており、こちらも空間を対象としている。ただし、文書によっては領域の用法が多様化しており、常に日米の領域認識が一致しているわけではない。国際公共財に関しても、米国の場合は文書によって差異があるものの、日米ともに海、宇宙、サイバーという空間をその対象としていることが確認できる。

日米の空間概念には相違点も存在している。はじめに挙げることができるのは領域と国際公共財に含まれる要素である。日本は領域を陸、海、空、宇宙、サイバー、電磁波としているが、米国は領域に電磁波を含めていない。また、USNSSでは、DIMEなど非空間的な要素を指して領域という単語を用いたり、領域を軍事領域と非軍事領域に分割し、それぞれに空間的な要素とDIME的要素を含ませたりしている。国際公共財といった空間概念についても、海、宇宙、サイバーは共通しているが、米国では異なる要素が追加されることもある。

日米の空間概念には固定されている度合いにも差異がある。日本の場合、22大綱で国際公共財が登場し、30大綱で領域が現れると同時に国際公共財という単語が用いられることはなくなった。しかしながら、国際公共財に含まれる空間的要素は海、宇宙、サイバーとほぼ一貫しており、領域も6つが維持されている。なお、NSS-22では電磁波が国際公共財として扱われるとともに認知領域の存在が指摘されるなど、例外は存在している。

その一方で、米国の領域認識は、領域に陸、海、空、宇宙、サイバーが含まれる点で一貫性はあるが、領域の用法の拡大や細分化など、領域概念が文書によって変化する度合いが大きい。また、国際公共財については、4つの文書でそれぞれ表現が異なり、含まれる要素にも揺らぎがある。

(4) 想像上の地理と領域

グレイの指摘した想像上の地理とは大きく分けて2つの意味を持っている。1つ目は地理が何かしらの理論の基盤となっていることである。2つ目は物理的環境に対する認識である。物理的環境に対する認識については、別項で述べる。

理論の基盤としての領域という面では、30大綱やNDSにおいて全ての領域における能力を統合した領域横断作戦という運用コンセプトが提示されている。領域横断作戦は、各領域における能力を強化することを当然としながら、個別の領域で劣位に立たされても、領域における能力を統合することで相手に対して全体として優位に立つコンセプトである⁸⁴。このコンセプトは各領域における能力の優劣や領域を超えた能力の統合など、領域の存在が前提となっていると言えるだろう。

22大綱や25大綱においても国際公共財という空間概念が提示されているが、22大綱の動的防衛力や25大綱の統合機動防衛力といった運用コンセプトには国際公共財の影響は確認できない⁸⁵。このため、領域横断作戦という運用コンセプトに対しては明確に領域の影響があると言えるだろう。

領域自体に関する理論の基盤としては、領域における優位の獲得が30大綱やNDSで述べられている。優位の獲得について、30大綱では海上優勢や航空優勢を獲得することの重要性が指摘されている。宇宙、サイバー、電磁波に関しても、平素から自衛隊に対する有害な活動を常続的に監視、対応し、有事には領域を通じて日本への攻撃を阻止し、排除することを可能とする状態を實力によって実現することが重要であると考えられており⁸⁶、明確に軍事行動を指している。優位の獲得が軍事行動の結果を指しているのか、相手との能力のバランスを指しているのかまでは不明であるが、領域はそこにおける優位の獲得という軍事行動を求める理論の基盤として機能していると言える。USNSS-17も、米国が各領域で有していた優位に対して敵対勢力が挑戦していると指摘している。

国際公共財との比較でも、領域概念にのっての優位の重要性が理解できる。国際公共財と領域は部分的に同じ空間を含んでいる。日本の場合は海、宇宙、サイバーとNSS-22では電磁波が、米国の場合は海、空、宇宙、サイバーがほぼ共通している空間的要素となる。空間的要素では共通点を有する反面、領域は優位がその中心であり、国際公共財はアクセスと安定的利用を軸としている。すなわち、両概念の差異はそれに含まれる空間ではなく、それぞれにおいて重視する行動にあり、この理論の差異が重要であることが理解できるだろう。

84 防衛省『平成31年度以降に係る防衛計画の大綱』9頁。

85 防衛省『平成23年度以降に係る防衛計画の大綱』5－6頁；防衛省『平成26年度以降に係る防衛計画の大綱』6－7頁。

86 防衛省『平成31年度以降に係る防衛計画の大綱』11頁。

また、この理論の差異から、領域と国際公共財に含まれる空間的要素の差異も説明が可能である。その最たる例は、領領域に含まれるが国際公共財ではない、陸である。これは、地球上の陸地のほぼ全てがいずれかの国家に囲い込まれ領土となっているため、万人のアクセスを許すことは、その領土を有する国家の主権を侵害することにつながるためである⁸⁷。

日米の領域の差異として、電磁波の扱いも挙げることができる。日本は電磁波を含む6つの領域を挙げているが、米国の場合は電磁波が領域に含まれてはいない。それでは、米国は電磁波における優位の獲得が重要ではないと考えているのであろうか。その答えは否である。実際に、米国防省は電磁波や電子戦戦略を策定しており、米国は電磁波を重要視していないわけではないことが理解できる。

(5) 組織を形成する地理と領域

組織を形成する地理とは、軍隊がどのような姿をとり、どのような考え方をもち、どのような戦い方をするのかなど軍事組織の形成に地理が影響を与えることを意味している。

自衛隊の組織形成に対する領域の影響が確認できるのはNDSにおける宇宙、サイバー、電磁波の担当に関する記述である。NDSでは宇宙を航空自衛隊、サイバーを人員面から陸上自衛隊が主に担うとされ、電磁波については各自衛隊が担うとされている。さらに、宇宙を担う航空自衛隊は航空宇宙自衛隊に改称する予定など、組織の姿に影響を与えていることは明白である。

また、想像上の地理でも指摘したとおり、領域は優位の獲得という理論を中心に据えられており、行動指針という観点からも自衛隊の行動方針へ影響を与えている。30大綱やNDSでは、宇宙がISRにおいて、サイバーと電磁波がC3において重要な役割を果たすとされ、各領域についても指摘されている。

組織形成と領域の関係は防衛大綱に付されている別表などからも明らかである。自衛隊は領域ごとで大きく区別され編制されている。陸には陸上自衛隊、海には海上自衛隊、空には航空自衛隊が存在しており、領域に対応した軍種が存在していると言える。もともと、領域が文書上に現れたのが30大綱からであったのに対して、陸、海、空ごとに自衛隊が大きく分けられたのは自衛隊創設当初からである。

宇宙、サイバーに関しては専門の部隊が存在している。宇宙を担当する宇宙作戦群は航空自衛隊内にあり、2023年9月時点で1等空佐が群司令を務めている⁸⁸。サイバーを担当

87 原田有「グローバル・コモンズのガバナンスが抱える難題—海洋とサイバー空間を事例として」『防衛研究所紀要』第18巻第1号(2015年11月) 31-33頁。

88 「宇宙作戦群の概要—群司令挨拶」航空自衛隊宇宙作戦群、<https://www.mod.go.jp/asdf/ssa/second/gunsirei.html> (最終アクセス日: 2024年10月10日)。

するサイバー防衛隊は各自衛隊の関連部隊を統合した共同の部隊として 2022 年に 540 人体制で編成された⁸⁹。『防衛力整備計画』は、2027 年度までにサイバー防衛隊などを 4,000 人規模とし、自衛隊全体で 20,000 人のサイバー要員を確保するとしている⁹⁰。これら宇宙とサイバーにおける専門部隊の新編からも、軍種が存在している陸、海、空以外で領域が組織の形成に影響を与えていることが理解できる。

米国の場合、組織形成と領域の関係がより明確に表れている。米国は領域を陸、海、空、宇宙、サイバーの 5 つとしているが、これらのうちサイバーを除く 4 つの領域には対応した軍種が存在している。なお、2019 年に新設された宇宙軍を管轄する行政組織は空軍省であるため⁹¹、陸軍、海軍、空軍と比べて独立性は少し低いと評価できるかもしれないが、自衛隊ごとに省庁が存在しない日本と比較すれば、組織としての独立性は極めて高いと言えるだろう。

サイバーに関しては米国でも担当する軍種は存在していない。しかしながら、統合軍 (Unified Combatant Command) としてのサイバー軍は存在しており、2010 年に米戦略軍のサブコマンドとして設立され、2018 年に統合軍レベルへ昇格した。統合軍であるため、サイバー軍を管轄する省庁は存在しないが、サイバー軍の司令官は国家安全保障局の局長を兼務しているという特徴がある⁹²。このように、米国では領域に対応した高レベルの組織が存在しており、領域が組織の形成に大きな影響を与えていることが理解できる。

組織を形成する地理の観点から興味深いのは電磁波である。近年の米軍は電子戦能力の強化に力を入れているが⁹³、時々話題となる軍種としてのサイバー軍設立のように⁹⁴、軍種や統合軍として電磁波軍を設立する議論や動きは見当たらない。ここから、米国は領域と組織

89 「自衛隊『サイバー防衛隊』 540 人体制で発足…中国は 17 万人、北朝鮮も 6800 人」 読売新聞オンライン、2022 年 3 月 17 日、<https://www.yomiuri.co.jp/politics/20220317-OYT1T50257/>.

90 防衛省『防衛力整備計画について』(2022 年 12 月 16 日) 6 頁。

91 “About The Space Force,” U.S. Space Force, <https://www.spaceforce.mil/About-Us/> (最終アクセス日: 2024 年 10 月 10 日)。

92 “Our History: U. S. Cyber Command,” U. S. Cyber Command, <https://www.cybercom.mil/About/History/> (最終アクセス日: 2024 年 10 月 10 日)。

93 米軍の電子戦能力強化に関しては、以下の記事で取り上げられている宇宙軍の電子戦担当部隊編成や陸軍の旅団レベル電子戦システムといった試みなどが進められている。

Theresa Hitchens, “Space Force prototypes new ‘integrated’ Deltas for readiness boost,” Breaking Defense, September 12, 2023, <https://breakingdefense.com/2023/09/space-force-prototypes-new-integrated-deltas-for-readiness-boost/>; “Army announces Terrestrial Layer System – Brigade Combat Team (TLS BCT) Manpack Prototype OTA Agreement,” U. S. Army Program Executive Office Intelligence, Electronic Warfare & Sensors, September 15, 2023, <https://peoiews.army.mil/2023/09/15/url/>.

94 Mark Pomerleau, “Senate Armed Services Committee directs independent assessment for creating a Cyber Force,” Defense Scoop, June 23, 2023, <https://defensescoop.com/2023/06/23/senate-armed-services-committee-directs-independent-assessment-for-creating-a-cyber-force/>.

がほぼ対応関係にあり、領域が組織の形成に大きな影響を与えていることが確認できる。

日本の場合、電磁波を領域とする一方で、電磁波に対応した高レベルの組織は存在していない。陸上自衛隊による電子作戦隊の新編、航空自衛隊による電子戦装備の調達は行われる予定である⁹⁵。しかし、NDSでは各自衛隊が電磁波を担当するとされ、宇宙やサイバーのように電磁波を担当する一本化された専門部隊が編成されていない。当然、軍種は存在しておらず、独立性の高い組織が存在するとは言えない。

もちろん、自衛隊は米軍と比較して規模が小さく活動範囲も狭いため、そもそも米軍のような独立性の高い高レベルな組織が不要という見方も可能である。しかしながら、その場合は宇宙とサイバーに専門の部隊を用意する一方で、電磁波には用意していないこととなり、組織の形成という観点から電磁波と他の領域に差異があるということとなる。

この点から日本の領域概念が、領域やそれに関係する組織の独立性を重視していないと推測できる。米国の場合、領域と軍種や統合軍がほぼ対応している。その一方で、日本の文書上では自衛隊の編制が領域に沿っているという趣旨の説明はなされていない。しかし、各領域における能力とその担当組織への言及は存在しており、領域と組織が完全に切り離されているわけではない。以上のことから、日本は領域が組織を形成することに影響を与えている一方で、その独立性までは考慮していない、と考えることが可能であろう。

(6) 物理的環境としての地理と領域

物理的環境としての地理やそれに対する認識という視角について、安全保障関連文書からは領域が物理的環境として認識されていることを確認できない。文書では「個別の領域における能力の質及び量」や「陸・海・空の領域における作戦能力を向上させる」と表現されており、領域が能力と区別され、空間的に認識されていることは読み取れる⁹⁶。

領域は空間的に認識されているものの、これが物理的環境と一致しているのかについては文書から読み取ることができない。上述したとおり、文書では領域ごとの役割が示されるものの、各領域が現実の地理とどのような関係にあるかは示されていない。表現を変えれば、領域は座標を設定可能な形で言及されていないと言える。USNSSにおいても、領域が物理的環境として述べられている箇所は見当たらないため、領域が物理的環境として扱われていないのは日米共通であると言えるだろう。

領域が戦闘様相に影響するという指摘も存在するが、領域が実際に戦闘の行われる物理的地理として直接的に影響を与えるのか、それとも組織の形成や戦い方といった戦闘の前段

95 防衛省『防衛力整備計画』6－7頁。

96 防衛省『平成31年度以降に係る防衛計画の大綱』9頁；防衛省『国家防衛戦略』19頁。

階で影響を及ぼすのかは示されていない。さらに、戦闘様相に影響する要素には AI など先端技術も含まれているため、領域がどのような立ち位置から影響を与えるのか不明確である。

物理的環境と領域の結びつきに関しては、物理的環境と領域を密接に対応させてしまうと、細かな物理的環境の変化に合わせてそれぞれの領域が設定されてしまうという議論も存在している⁹⁷。さらに、領域が理論の基盤となり組織の形成を促すことを考慮すると、細かな差異を持つ領域全てにおいて優位の獲得が強調され、多数の領域ごとに組織が形成されることになりうる。領域が過拡大する可能性を考慮すると、あえて物理的環境を抽象化した空間に基づき領域概念に含まれる各領域を設定している可能性が考えられるだろう。

これを明確に示しているのは、NDS における水中優勢である。NDS は、水中優勢が重要であると指摘し、それを確保するための体制を整えると述べている⁹⁸。日本に潜水艦部隊が存在し、水中優勢の獲得が強調されていることに鑑みれば、水中が領域とされていても不思議ではない。しかしながら、水中は領域に含まれておらず、この「水中領域」の不在を説明するためには、領域が抽象化された物理的環境であると考えるのが合理的であろう。

おわりに

本稿では、「防衛省・自衛隊を中心とした日本政府が領域概念の性質をどのように認識しているのかを、安全保障関連文書上の空間概念を分析することで浮かび上がらせ、明らかにする」ことを目的にして安全保障関連文書を見てきた。22 大綱から国際公共財という空間概念が文書上に現れ、30 大綱では国際公共財が消えるとともに、領域が出現した。30 大綱以降の NSS-22 や NDS でも国際公共財ではなく領域が使われている。

領域は軍事技術の発展によって拡大してきたとされ、戦闘様相に影響を与える。30 大綱と NDS では陸、海、空、宇宙、サイバー、電磁波の 6 つが領域とされ、そこにおける優位の獲得が強調されている。NSS-22 は、以上の 6 つの領域とは別に認知領域の存在を指摘している。

本稿で述べた目的のために、日本の領域認識を想像上の地理、組織を形成する地理、物理的環境としての地理という視角から、米国の空間概念と比較しつつ分析した。想像上の地理という視角から見ると、領域は領域横断作戦という運用コンセプトの前提となっており、大きな影響を与えていると評価できる。また、領域自体も優位の獲得を軸としていることが、

97 Jared Donnelly and Jon Farley, "Defining the "Domain" in Multi-Domain," *Over the Horizon*, September 17, 2018, <https://overthehorizonmdos.wpcomstaging.com/2018/09/17/defining-the-domain-in-multi-domain/>.

98 防衛省『国家防衛戦略』19、23 頁。

国際公共財や米国の空間概念との比較から明らかである。すなわち、領域とはそこにおける優位を獲得、保持することが必要であると考えられている概念であると言えるだろう。

組織を形成する地理という視角からは、日米ともに領域と対応した組織が存在しており、領域が組織の形成に影響を与えているのは明確である。しかしながら、日米には領域と対応した組織の独立性に差異が存在した。米国では領域と対応した組織が軍種や統合軍であり高い独立性を有している。これに対して日本で領域と対応した組織は必ずしも独立性を有していない。ここから、日本の領域概念はその領域に適応した組織の形成を促すものの、形成された組織の独立性については問題としていないことが理解できる。

物理的環境としての地理という視角からは、一般的に地理と結びつけられイメージされる領域が物理的環境と直接的に対応していないことが理解できる。この理由については、領域の過拡大を防ぐために物理的環境を抽象化させている可能性が考えられる。

以上の分析をまとめると、日本は領域概念を、優位の獲得、保持が必要と認識されている空間であって、抽象化された空間的要素からなり、その空間的要素である領域ごとの特徴が組織の形成へ影響を与えていると認識している。その一方で、形成された組織自体の独立性の高さに関しては問題としていないと言えるだろう。

本稿では日本の領域概念を浮き彫りにするために公開文書上の空間概念を見てきたが、領域概念の定義を示した文書を確認することができれば、この分析の妥当性が判明し、追加条件や余計な条件の有無が明らかとなるだろう。また、今後の自衛隊における組織と領域の関係性を観察し、様々な国家の軍事組織における領域認識を比較、分析していくことで、日本の領域認識をより多角的に理解することができるようになるだろう。